

不在者投票宣誓書兼請求書

氏名 ふりがな		生年月日	年 月 日		
住所 (名簿登録地)	国立市				
投票用紙 送付先	〒 (連絡先電話)	— —			
宣誓書 (兼請求書)	私は 第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 の当日、下記いずれかの事由に該当する見込みです。 このことが、真実であることを誓い、投票用紙を請求します。 令和 8 年 月 日				
事由		事務処理欄	請求	証明書	要・否
仕事等	仕事、学業、地域行事の役員の仕事、 本人又は親族の冠婚葬祭 等		交付		
レジャー ・用事等	他の区市町村、区市町村内(投票区外)に外出、旅行、滞在		受領		
病気等	病気、負傷、歩行困難、出産 等		投票区	名簿番号	
住所移転	他の区市町村に居住				— — —
天災 ・悪天候等	天災・悪天候により投票所に到達することが困難 等				

■不在者投票用紙の請求方法等について(手順)

1	不在者投票宣誓書兼請求書カードの太枠部分に請求者自身が記入してください。特に連絡先の電話番号（固定電話又は携帯電話等）は必ず記載してください。
2	太枠部分に記入等が全て済んだら選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会宛に郵送で送付してください。封筒の表面に「選挙事務」と赤字で記載してください。
3	不在者投票に必要な書類（投票用紙等）一式を不在者投票宣誓書兼請求書カードに記載された請求書送付先所在地にレターパック等の特別郵便で郵送します。郵便物受領印が必要になりますので、確実に受け取れるところを記載してください。
4	受領した封筒に不在者投票用紙等必要な書類が入っていることを確認したら、できるだけ早くお近くの選挙管理委員会等の不在者投票所で不在者投票をしてください。 このとき絶対に開封してはならない「不在者投票証明書」が入っていますので、開封することなく郵送されてきた封筒も合わせて持参してください。
5	各市町村の選挙管理委員会事務局では本人であることを「不在者投票証明書」によって確認したのち、不在者投票を行っていただきます。なお、不在者投票請求から選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に送るまで全て郵送によって行いますので、できるだけ早く不在者投票の用紙請求から不在者投票を済ませてください。

※ 不在者投票の受付期間は、衆議院議員選挙の告示日の翌日から投票日の前日の午後8時までですが、郵送によってやり取りをしますので、なるべく早く不在者投票を済ませてください。